

埼労基発0408第1号  
令和6年4月8日

関係団体等の長 様

埼玉労働基準部長  
(公印省略)

「インターネット等を介したeラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について」の改正について

標記について、令和6年4月4日付け基安計発0404第1号・基安安発0404第1号・基安労発0404第1号・基安化発0404第1号をもって、別添のとおり通達がありましたので、傘下の会員等に対する周知に御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。